

Ⅲ－６ 藤井寺水道事業編

1	藤井寺水道事業の概要	——	110
2	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	——	112
3	水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度	——	113

1. 藤井寺水道事業の概要

藤井寺水道事業では、給水量の約 50%を大和川水系石川の伏流水を水源とする自己水系の船橋浄水場と道明寺浄水場で浄水処理し、残りの約 50%を水道用水供給事業から受水しています。

なお、船橋浄水場は更新工事のため令和 6 年 10 月から休止しており、不足分は水道用水供給事業からの受水の増量で補っています。

(1) 給水状況

表 1 給水状況（令和 5 年度）

給 水 人 口	63,435 人（令和 6 年 3 月末現在）
普 及 率	100%
給 水 戸 数	26,338 戸（令和 6 年 3 月末現在）
年 間 給 水 量	6,598,830 m ³
一 日 最 大 給 水 量	19,365 m ³ （令和 5 年 12 月 30 日）
一 日 平 均 給 水 量	18,030 m ³
一 人 一 日 平 均 給 水 量	284 L

(2) 主な施設の概要

1) 浄水場

表 2 浄水場の概要

名称	船橋浄水場※	道明寺浄水場
水源区分	伏流水（浅井戸 2 基）	伏流水（浅井戸 1 基） 受水
浄水処理方法	急速ろ過＋紫外線照射 （更新予定）	急速ろ過＋紫外線照射
処理能力	7,400 m ³ ／日	5,000 m ³ ／日
配水池容量	4,000 m ³	7,800 m ³

※ 船橋浄水場は更新工事のため令和 6 年 10 月から休止しています。

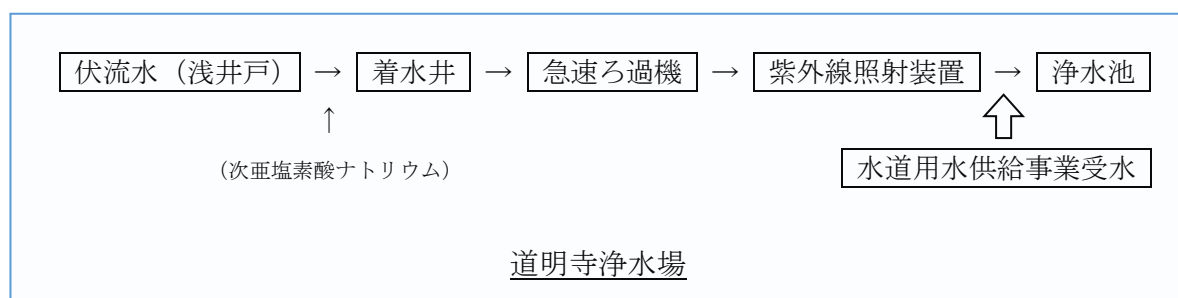


図 1 浄水場の処理フロー

2) 配水場

表 3 配水場の概要

名 称	野中配水場 I	野中配水場 II
配水池容量	8,800 m ³ (2 池)	2,600 m ³ (1 池)

(3) 給水区域図及び配水系統図

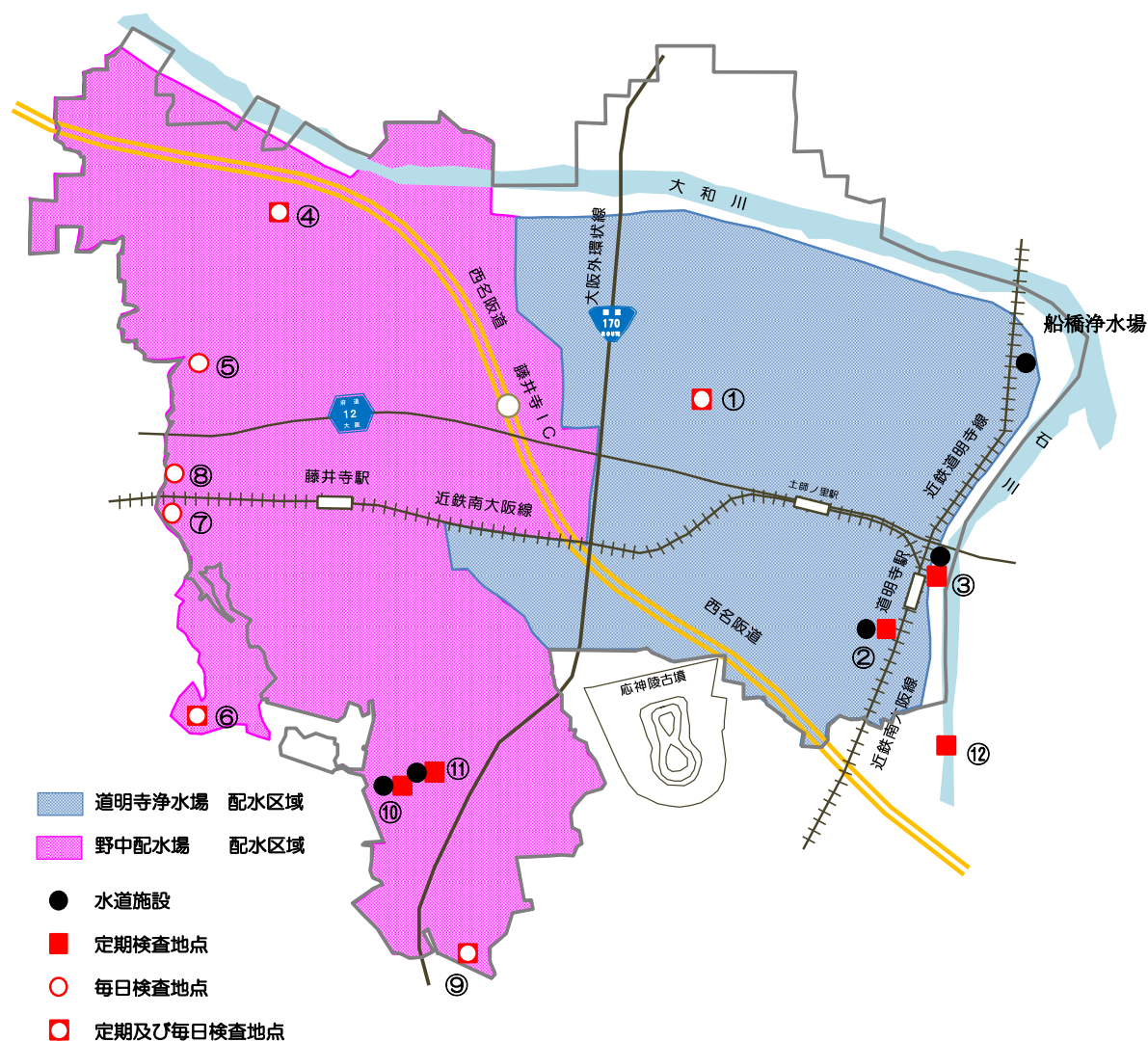


図 2 給水区域図

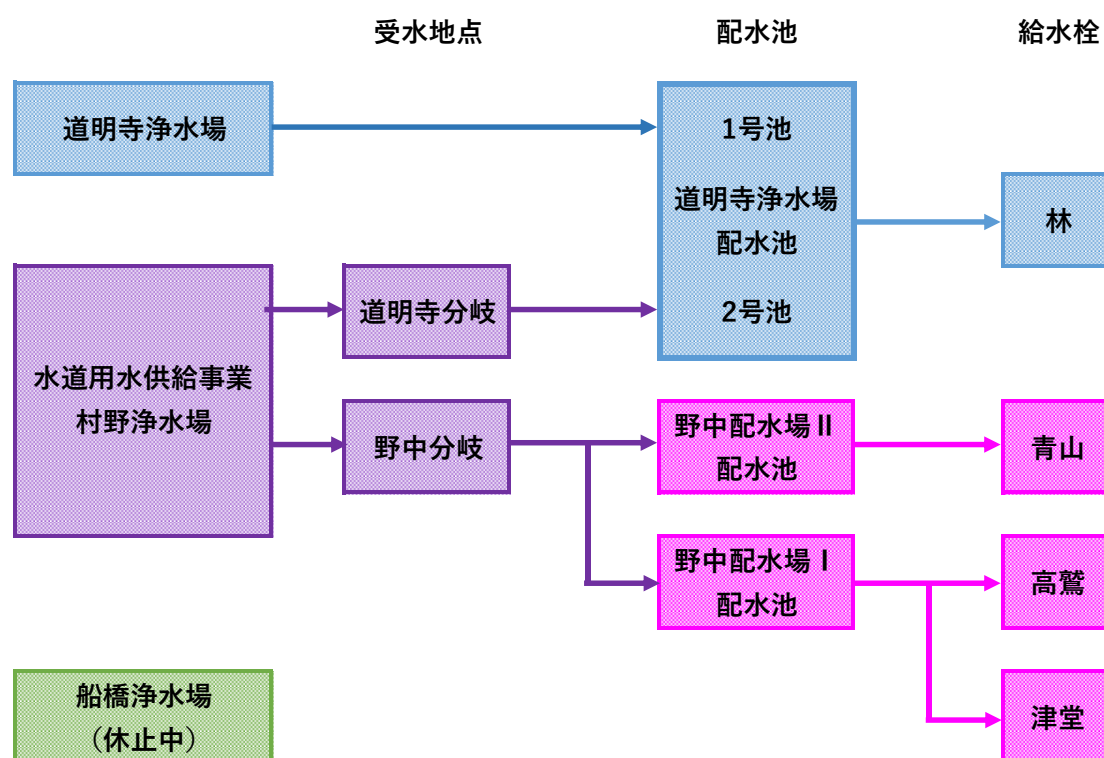


図3 配水系統図

2. 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

（1）水道用水供給事業からの受水の水質状況

水道用水供給事業では、全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水道水質基準項目について水質基準を満足しています。

（2）原水の水質状況

道明寺浄水場は、大和川水系石川の伏流水を水源としています。水質は比較的安定しています。

（3）水道水の水質状況

水道水の水質は、すべての水道水質基準項目について水質基準を満足しています。

水質管理上の留意点として、道明寺浄水場において、水質管理目標設定項目である有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）が比較的高い濃度で検出されているため、道明寺浄水場浄水で水質監視を強化します。

3. 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質検査地点（図2、表4）

表4 水質検査地点

配水区域	No.	検査地点	毎日検査	定期検査
道明寺浄水場配水区域 	①	林	○	■
	②	道明寺浄水場 (浄水、受水)	—	■
	③	道明寺浄水場1号井戸	—	■
野中配水場配水区域 	④	津堂	○	■
	⑤	小山	○	
	⑥	高鷲	○	■
	⑦	春日丘	○	
	⑧	恵美坂	○	
	⑨	青山	○	■
	⑩	野中配水場Ⅰ	—	■
	⑪	野中配水場Ⅱ	—	■
水源	⑫	石川表流水	—	■

(2) 水質検査項目及び検査頻度

1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果の確認の検査を1日1回以上行います。

2) 定期検査

各検査地点の水質検査項目及び検査頻度の詳細については、表5-1～5-3、表6、表7、表8を参照してください。

受水する水道水については、原水と位置づけて水道水質基準項目の検査を少なくとも年1回実施することとされており、水道用水供給事業が行う近傍の水質検査結果を活用することが可能です。そのため、道明寺浄水場 受水及び野中配水場Ⅰ及びⅡについて、浅香山分岐（堺市）の結果を活用します。

表 5-1 水質基準項目及び検査頻度（水道水：道明寺浄水場配水区域）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく検査頻度	過去 3 年間の最高値*1			検査頻度（回/年）		
				代替地点		給水栓	代替地点		給水栓
				浄水場出口	受水地点		浄水場出口*2	受水地点	
				道明寺浄水場 浄水	道明寺浄水場 受水	林	道明寺浄水場 浄水	道明寺浄水場 受水	林
基01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	—	0	—	—	12
基02	大腸菌	検出されないこと		—	—	検出せず	—	—	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	<0.0003	—	2	2	—*3*4
基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	<0.00005	—	2	2	—*3*4
基05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	2	—*3*4
基06	鉛及びその化合物	0.01 以下		—	—	<0.001	—	—	2*3
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	2	—*3*4
基08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	—	<0.002	—	—	2*3
基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	<0.004	—	2	2	—*3*4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	—	<0.001	—	—	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 12 回	—	—	1.32	—	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	0.19	0.13	—	4	4	—*4
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		0.1	<0.1	—	2	2	—*3*4
基14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	<0.0002	—	2	2	—*3*4
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	<0.005	—	2	2	—*3*4
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	<0.004	—	2	2	—*3*4
基17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	<0.002	—	2	2	—*3*4
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	2	—*3*4
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	2	—*3*4
基20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	2	—*3*4
基21	塩素酸	0.6 以下		—	—	0.1	—	—	4
基22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	—	<0.002	—	—	4
基23	クロロホルム	0.06 以下		—	—	<0.006	—	—	4
基24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	—	<0.003	—	—	4
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	—	<0.01	—	—	4
基26	臭素酸	0.01 以下		—	—	<0.001	—	—	4
基27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	—	0.01	—	—	4
基28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	—	<0.003	—	—	4
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		—	—	0.004	—	—	4
基30	ブロモホルム	0.09 以下		—	—	<0.009	—	—	4
基31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	—	<0.008	—	—	4
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下		—	—	<0.1	—	—	2*3
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		—	—	0.02	—	—	2*3
基34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	—	<0.03	—	—	12
基35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	—	<0.1	—	—	2*3
基36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		19.0	15.9	—	2	2	—*3*4
基37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	—	<0.005	—	—	12
基38	塩化物イオン	200 以下		—	—	25.1	—	—	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	95.7	43.9	81.9	4	4	1*4
基40	蒸発残留物	500 以下		174	105	151	4	4	1*4
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	<0.02	—	2	2	—*3*4
基42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に 月 1 回	—	—	<0.000001	—	—	1*5
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	—	<0.000001	—	—	1*5
基44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	<0.01	—	4	4	—*4
基45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	<0.0005	—	2	2	—*3*4
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下	年 12 回	—	—	0.8	—	—	12
基47	pH 値	5.8～8.6		—	—	7.1～7.4	—	—	12
基48	味	異常でないこと		—	—	異常なし	—	—	12
基49	臭気	異常でないこと		—	—	異常なし	—	—	12
基50	色度	5 度以下		—	—	<0.5	—	—	12
基51	濁度	2 度以下		—	—	<0.1	—	—	12

表 5-2 水質基準項目及び検査頻度（水道水：野中配水場配水区域）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく検査頻度	過去 3 年間の最高値*1			検査頻度（回/年）		
				代替地点 配水場出口	給水栓		代替地点 配水場出口	給水栓	
				野中配水場 I	高鷲	津堂*6	野中配水場 I	高鷲	津堂
基01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	0	—	12	12
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず*	検出せず*	—	12	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基06	鉛及びその化合物	0.01 以下		—	<0.001	<0.001	—	2*3	2*3
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	<0.002	<0.002	—	2*3	2*3
基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	<0.001	<0.001	—	4	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 12 回	—	1.16	1.16	—	12	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	0.14	—	—	4	—*4	—*4
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		<0.1	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基21	塩素酸	0.6 以下		—	0.08	0.08	—	4	4
基22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	<0.002	<0.002	—	4	4
基23	クロロホルム	0.06 以下		—	0.012	0.012	—	4	4
基24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.003	0.003	—	4	4
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	<0.01	<0.01	—	4	4
基26	臭素酸	0.01 以下		—	0.003	0.003	—	4	4
基27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	0.03	0.03	—	4	4
基28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	<0.003	<0.003	—	4	4
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		—	0.010	0.010	—	4	4
基30	ブロモホルム	0.09 以下		—	<0.009	<0.009	—	4	4
基31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	<0.008	<0.008	—	4	4
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下		—	<0.1	<0.1	—	2*3	2*3
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		—	<0.02	<0.02	—	2*3	2*3
基34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	<0.03	<0.03	—	12	12
基35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	<0.1	—	2*3	2*3
基36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		16.2	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	<0.005	<0.005	—	12	12
基38	塩化物イオン	200 以下		—	20.3	20.3	—	12	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	44.4	49.3	49.3	4	1*4	1*4
基40	蒸発残留物	500 以下		111	105	105	4	1*4	1*4
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に 月 1 回	—	<0.000001	<0.000001	—	1*5	1*5
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	<0.000001	—	1*5	1*5
基44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	—	—	4	—*4	—*4
基45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	—	—	2	—*3*4	—*3*4
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下	年 12 回	—	1.0	1.0	—	12	12
基47	pH 値	5.8～8.6		—	7.1～7.4	7.1～7.4	—	12	12
基48	味	異常でないこと		—	異常なし	異常なし	—	12	12
基49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	異常なし	—	12	12
基50	色度	5 度以下		—	0.5	0.5	—	12	12
基51	濁度	2 度以下		—	<0.1	<0.1	—	12	12

表 5-3 水質基準項目及び検査頻度（水道水：野中配水場配水区域）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく検査頻度	過去 3 年間の最高値*1		検査頻度（回/年）	
				代替地点 配水場出口	給水栓	代替地点 配水場出口	給水栓
				野中配水場Ⅱ		野中配水場Ⅱ	
基01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	—	12
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	2	—*3*4
基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	2	—*3*4
基05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	2	—*3*4
基06	鉛及びその化合物	0.01 以下		—	<0.001	—	2*3
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	2	—*3*4
基08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	<0.002	—	2*3
基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	—	2	—*3*4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	<0.001	—	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 12 回	—	1.15	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	0.12	—	4	—*4
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		<0.1	—	2	—*3*4
基14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	—	2	—*3*4
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	—	2	—*3*4
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	—	2	—*3*4
基17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	—	2	—*3*4
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	2	—*3*4
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	2	—*3*4
基20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	—	2	—*3*4
基21	塩素酸	0.6 以下		—	0.08	—	4
基22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	<0.002	—	4
基23	クロロホルム	0.06 以下		—	0.015	—	4
基24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.003	—	4
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	<0.01	—	4
基26	臭素酸	0.01 以下		—	0.004	—	4
基27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	0.03	—	4
基28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	<0.003	—	4
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		—	0.011	—	4
基30	ブロモホルム	0.09 以下		—	<0.009	—	4
基31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	<0.008	—	4
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下		—	<0.1	—	2*3
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		—	<0.02	—	2*3
基34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	<0.03	—	12
基35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	2*3
基36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		16.6	—	2	—*3*4
基37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	<0.005	—	12
基38	塩化物イオン	200 以下		—	20.2	—	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	44.4	39.2	4	1*4
基40	蒸発残留物	500 以下		106	94	4	1*4
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	—	2	—*3*4
基42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に 月 1 回	—	<0.000001	—	1*5
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	—	1*5
基44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	—	4	—*4
基45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	—	2	—*3*4
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下	年 12 回	—	1.0	—	12
基47	pH 値	5.8～8.6		—	7.2～7.4	—	12
基48	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基50	色度	5 度以下		—	0.5	—	12
基51	濁度	2 度以下		—	<0.1	—	12

- *1 令和3年4月から令和6年3月までの3年間の最高値を指します。ただし、pH値は最低値～最高値で表記します。
- *2 給水栓の代替としての頻度を表記しています。浄水場の出口としての検査頻度は、表6を参照してください。
- *3 水道法では、過去3年間のすべての検査結果が基準値の10分の1以下の場合は検査頻度を年4回から3年に1回まで頻度減することが可能ですが、年間の水質変動の確認及び継続的な水質評価の観点から、年2回検査を行います。
- *4 水道法により送配水施設内で濃度上昇がない項目については、給水栓から浄水場出口、受水地点及び配水場に遡って検査すること（地点代替）が可能です。そのため、給水栓での検査を自己水系統では浄水場出口、水道用水供給事業受水系統では受水地点及び配水場に代替して検査を行います。ただし、腐食性（目27）の算出に必要なカルシウム、マグネシウム等（硬度）及び蒸発残留物については給水栓において年1回検査を行います。
- *5 水道法では、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要がないことが明らかである期間は検査を行わなくてもよいとされていますが、その場合であっても年1回検査を行います。
- *6 津堂は船橋浄水場の更新工事（令和6年10月から）に伴い野中配水場Ⅰ系統となっています。給水系統が変更となっていますが、野中配水場Ⅰ系統の高鷲の結果から津堂の水質は推定可能であるため、高鷲の検査結果に基づいて*2の検査頻度減を行います。

表6 水質基準項目及び検査頻度（浄水場及び水源）

番号	項目	検査頻度（回/年）		
		道明寺浄水場		水源
		1号井戸	浄水	石川表流水
基01	一般細菌	4	4	4
基02	大腸菌	4	4	4
基03	カドミウム及びその化合物	2	2	4
基04	水銀及びその化合物	2	2	4
基05	セレン及びその化合物	2	2	4
基06	鉛及びその化合物	2	2	4
基07	ヒ素及びその化合物	2	2	4
基08	六価クロム化合物	2	2	4
基09	亜硝酸態窒素	4	2	4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	2	2	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4
基12	フッ素及びその化合物	2	2	4
基13	ホウ素及びその化合物	2	2	4
基14	四塩化炭素	2	2	4
基15	1,4-ジオキサン	2	2	4
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	2	2	4
基17	ジクロロメタン	2	2	4
基18	テトラクロロエチレン	2	2	4
基19	トリクロロエチレン	2	2	4
基20	ベンゼン	2	2	4
基21	塩素酸	—	4	—
基22	クロロ酢酸	—	4	—
基23	クロロホルム	—	4	—
基24	ジクロロ酢酸	—	4	—
基25	ジブロモクロロメタン	—	4	—
基26	臭素酸	—	4	—
基27	総トリハロメタン	—	4	—
基28	トリクロロ酢酸	—	4	—
基29	ブロモジクロロメタン	—	4	—
基30	ブロモホルム	—	4	—
基31	ホルムアルデヒド	—	4	—
基32	亜鉛及びその化合物	2	2	4
基33	アルミニウム及びその化合物	2	2	4
基34	鉄及びその化合物	4	4	4
基35	銅及びその化合物	2	2	4
基36	ナトリウム及びその化合物	2	2	4
基37	マンガン及びその化合物	4	4	4
基38	塩化物イオン	4	4	4
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	2	2	4
基40	蒸発残留物	2	2	4
基41	陰イオン界面活性剤	2	2	4
基42	ジェオスミン	1	1	1
基43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1
基44	非イオン界面活性剤	2	2	4
基45	フェノール類	2	2	4
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	4	4	4
基47	pH値	4	4	4
基48	味	—	4	—
基49	臭気	4	4	4
基50	色度	4	4	4
基51	濁度	4	4	4

表 7 水質管理目標設定項目及び検査頻度

番号	項目	検査頻度（回/年）				
		浄水場出口	受水地点 ^{*3}	配水場出口 ^{*3}	給水栓	水源
		道明寺浄水場浄水	道明寺浄水場受水	野中配水場Ⅰ 野中配水場Ⅱ	津堂 林 高鷲 青山	石川表流水
目 01	アンチモン及びその化合物	1	1	1	－	1
目 02	ウラン及びその化合物	1	1	1	－	1
目 03	ニッケル及びその化合物	1	－	－	2	1
目 04	削除	－	－	－	－	－
目 05	1,2-ジクロロエタン	1	1	1	－	1
目 06	削除	－	－	－	－	－
目 07	削除	－	－	－	－	－
目 08	トルエン	1	1	1	－	1
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	－	1
目 10	亜塩素酸 ^{*1}	－	－	－	－	－
目 11	削除	－	－	－	－	－
目 12	二酸化塩素 ^{*1}	－	－	－	－	－
目 13	ジクロロアセトニトリル	1	－	－	2	－
目 14	抱水クロラール	1	－	－	2	－
目 15	農薬類	1	－	－	－	1
目 16	残留塩素	4	4	4	12	－
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) ^{*2}	1	1	1	1	1
目 18	マンガン及びその化合物 ^{*2}	1	－	－	1	1
目 19	遊離炭酸	1	－	－	1	1
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	－	1
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	1	1	1	－	1
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	－	－	1	1
目 23	臭気強度 (TON)	1	－	－	1	1
目 24	蒸発残留物 ^{*2}	1	1	1	1	1
目 25	濁度 ^{*2}	1	－	－	1	1
目 26	pH値 ^{*2}	1	－	－	1	1
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	1	－	－	1	－
目 28	従属栄養細菌	－	－	－	1	－
目 29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	－	1
目 30	アルミニウム及びその化合物 ^{*2}	1	－	－	1	－
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	4 ^{*4}	－	－	－	1

*1 浄水処理において二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。

*2 水質基準項目と重複した項目です。

*3 給水栓の代替としての頻度を表記しています。

*4 水質管理上の留意項目について検査回数を増やし、水質監視を強化します。

表 8 その他項目及び検査頻度

項目	検査頻度（回/年）			
	給水栓	道明寺浄水場		水源
	津堂 林 高鷲 青山	1号井戸	浄水	石川表流水
電気伝導率	12	—	4	4
浮遊物質（SS）	—	2	—	4
アルカリ度	1	—	1	4
酸度	1	—	1	1
溶存酸素量	—	—	—	4
生物化学的酸素要求量（BOD）	—	2	—	4
紫外線（UV）吸光度（260nm・50mm）	—	2	—	4
硫酸イオン	—	—	—	4
リン酸イオン	—	—	—	4
全リン	—	2	—	4
アンモニア態窒素	—	4	—	4
全窒素	—	2	—	4
塩素要求量	—	2	—	—
総トリハロメタン（THM）生成能	—	2	—	—
嫌気性芽胞菌	—	1	—	—
クリプトスポリジウム等	—	1	—	—

水質検査計画 藤井寺水道事業編に対するご意見・ご質問は…



大阪広域水道企業団 藤井寺水道センター
（藤井寺市役所内）

電話：072-939-1314 FAX：072-939-7036

住所：〒583-8583 大阪府藤井寺市市岡1丁目1番1号